

## 湖南広域消防局中消防署出張所等建替えに伴う協定の締結について

### 1) 協定の名称

- ・湖南広域消防局中消防署出張所・栗東市消防団第1分団詰所新築工事等施工業務委託に関する協定
- ・湖南広域消防局中消防署出張所・栗東市消防団第1分団詰所新築工事等施工監理業務委託に関する協定

### 2) 業務目的

- ・既存施設の老朽化等により、災害時の消防施設機能の確保が困難であるため、新たに施設の建設を行うもの。
- ・常備消防と非常備消防の連携を深めるため、中消防署出張所と栗東市消防団第1分団詰所を一体とする施設の建設を行うもの。
- ・建設場所については、現敷地（栗東市御園字伝坊1926）周辺の交通整備が進んでいるため、現敷地での建替えを行うもの。

### 3) 基本設計概要

- ・構造：鉄筋コンクリート造 2階建
- ・面積：約1,081 m<sup>2</sup>  
(中消防署出張所庁舎 約938 m<sup>2</sup>、栗東市消防団第1分団詰所 約142 m<sup>2</sup>)
- ・配置：1階西側に栗東市消防団第1分団詰所  
1階東側及び2階は中消防署出張所庁舎 とする。
- ・防災対策強化：災害時に業務継続用電源確保するため自家発電設備を設置。  
また、出場時の庁舎管理機能強化のため、出張所にはオートロック設備。

### 4) 今後の予定

令和2年	9月	
	↓	既存建物解体
令和3年	1月	
	↓	文化財調査試掘
	2月	
	↓	新築建設工事
令和4年	3月末	



指定管理者 (栗東農畜産物処理加工施設 (道の駅アグリ)の郷栗東)) 募集要項・仕様書・協定書の概略 (前回からの変更点)

- ◆指定管理者 (栗東農畜産物処理加工施設) の前回募集内容 (募集要項・仕様書・協定書) からの主な変更点 (7点)
  - ①仕様書の基本方針に、職業倫理やコンプライアンスを順守する旨追記。
  - ②協定書第5条第1号「カ 農産物及び加工品の販売」に別紙2の特記事項を追記、同条第3号「オ 研修計画等に基づく職員研修」に「コンプライアンス研修、」を追記。
  - ③仕様書、協定書の別表 リスク分担保内の「不可抗力」について、新型コロナウイルス感染症関連の文言を追記。
  - ④協定書第17条第1項中に「疾病・感染症の大流行、」を追記。
  - ⑤仕様書、協定書の別表 リスク分担保内の「施設・設備・物品等の修繕及び損傷」について、修繕費の明確な負担割合の文言を変更。
  - ⑥業務仕様書別紙2に、農業後継者の育成、雇用機会の増加並びに農業経営の向上を図ることを目的とする特記事項を新設
  - ⑦仕様書、12物品の帰属等中(4)について、任意で指定管理者が調達した備品等の修繕は、指定管理者の費用をもって行う旨追記

◆変更点詳細

①仕様書の基本方針において、職業倫理やコンプライアンスを順守する旨追記。

変更前	変更後
<p>【仕様書】</p> <p>1. 管理運営の基本方針 (1)～(2) (省略) (3) 施設の維持管理 施設の機能を十分に発揮でき、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適切に管理するとともに、施設的美観的、機能的、経済的損失を最小限にとどめるよう点検、補修及び清掃等を適切に行うこと。</p>	<p>【仕様書】</p> <p>1. 管理運営の基本方針 (1)～(2) (省略) (3) 施設の維持管理 施設の機能を十分に発揮でき、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適切に管理するとともに、施設的美観的、機能的、経済的損失を最小限にとどめるよう点検、補修及び清掃等を適切に行うこと。また、施設が公の施設であることを十分に認識するとともに、業務従事者に対し職業倫理やコンプライアンス等の順守を徹底させること。</p>
<p>4. 業務の範囲及び留意事項 (1) 管理運営に関する主な業務の範囲 ① 管理業務 ア (省略) イ 職員への研修の実施 職員の能力向上のために研修計画等に基づき、必要な研修(業務研修、接遇研修、人権・同和問題研修等)を行うこと。</p>	<p>4. 業務の範囲及び留意事項 (省略) (1) 管理運営に関する主な業務の範囲 ① 管理業務 ア (省略) イ 職員への研修の実施 職員の能力向上のために研修計画等に基づき、必要な研修(業務研修、接遇研修、コンプライアンス研修、人権・同和問題研修等)を行うこと。</p>

②協定書第5条第3号「オ 研修計画等に基づく職員研修」にコンプライアンス研修を追記。

変更前	変更後
<p>【協定書】 第5条 (1) 本施設の運営に関する業務 ア～エ (省略) カ 農産物及び加工品の販売 (省略) キ～ケ (省略) (2)～(3) (省略) (4) その他の業務 ア～エ (省略) オ 研修計画等に基づく職員研修 (業務研修、接遇研修、<u>人権・同和問題職場内研修、本市主催の人権・同和問題研修への参加等</u>) の実施</p>	<p>【協定書】 第5条 (1) 本施設の運営に関する業務 ア～エ (省略) カ 農産物及び加工品の販売 (別紙2による) (省略) キ～ケ (省略) (2)～(3) (省略) (4) その他の業務 ア～エ (省略) オ 研修計画等に基づく職員研修 (業務研修、接遇研修、<u>コンプライアンス研修、人権・同和問題職場内研修、本市主催の人権・同和問題研修への参加等</u>) の実施</p>

③仕様書、協定書の別表 リスク分担表内の「不可抗力」について、新型コロナウイルス感染症関連の文言を追記。

変更前		変更後							
<p>【仕様書・協定書 共通】別表リスク分担表</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="861 1904 1013 2049">不可抗力</td> <td data-bbox="861 1433 1013 1904">天災、人災 による業務 の変更、中止、延期又は臨時休業</td> <td data-bbox="861 1164 1013 1433">両者の協議による</td> </tr> </table>		不可抗力	天災、人災 による業務 の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による	<p>【仕様書・協定書 共通】別表リスク分担表</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="861 974 1013 1120">不可抗力</td> <td data-bbox="861 504 1013 974">天災、人災、疾病・感染症の大流行など市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による業務の変更、中止、延期又は臨時休業</td> <td data-bbox="861 235 1013 504">両者の協議による</td> </tr> </table>		不可抗力	天災、人災、疾病・感染症の大流行など市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による
不可抗力	天災、人災 による業務 の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による							
不可抗力	天災、人災、疾病・感染症の大流行など市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による							

④協定書第17条第1項中に「疾病・感染症の大流行、」を追記。

変更前	変更後
<p>【協定書】 第17条 管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力（「不可抗力」とは、天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（暴動、テロ等）、法令変更、疫病・感染症の大流行、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。）以下同じ。）による場合はこの限りではない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲・乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。</p>	<p>【協定書】 第17条 管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力（「不可抗力」とは、天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（暴動、テロ等）、法令変更、疫病・感染症の大流行、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。）以下同じ。）による場合はこの限りではない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲・乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。</p>

⑤仕様書、協定書の別表 リスク分担保表内の「施設・設備・物品等の修繕及び損傷」について、修繕費の明確な負担割合の文言を変更。

変更前		変更後	
<p>【仕様書・協定書 共通】別表リスク分担保表</p>			
<p>種類</p>	<p>施設・設備・物品等の修繕及び損傷</p>	<p>内容</p>	<p>分担者</p>
<p>修繕費内に対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるもの</p>	<p>経年劣化によるもので、上記以外のもので（ただし、事務処理手続きは指定管理者において実施）</p>	<p>修繕に係る費用が1件当たり●●万円を超えない場合（経年劣化の場合も含む）</p>	<p>市 <input type="checkbox"/> 指定管理者 <input type="checkbox"/></p>
<p>修繕費内に対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるもの</p>	<p>経年劣化によるもので、上記以外のもので（ただし、事務処理手続きは指定管理者において実施）</p>	<p>上記以外のもの</p>	<p>市 <input type="checkbox"/> 指定管理者 <input type="checkbox"/></p>

⑥業務仕様書別紙2に、農業後継者の育成、雇用機会の増加並びに農業経営の向上を図ることを目的とする特記事項を追記

変更前	変更後
<p>【協定書】別紙2</p> <p>変更前 なし</p>	<p>【協定書】別紙2</p> <p>農産物及び加工品の販売について</p> <p>いわゆる転作物(麦・大豆・野菜・果樹)を利用した加工品の製造・販売及び野菜の直売を行うことにより、農業後継者の育成、雇用機会の増加並びに農業経営の向上を図ることを目的として、次の事項を厳守した運営を展開すること。</p> <p>1. 加工品の製造・販売では、積極的に本市で産出される農産物を使用するなどし、地産地消と本市産農産物の宣伝広告活動に努めること。</p> <p>2. 野菜等の直売では、優先的に市内生産者団体が生産する農産物等の販売を行うとともに、それら以外を販売する場合は、影響を及ぼさないよう調整のうえ行うこと。また、原則毎月ごとに市内生産者団体と出荷調整協議を行い、協議後には市に対し報告書を提出すること。(参考様式参照)</p> <p>3. 安心・安全な農産物を販売するため、定期的に野菜等販売等販売物の生産履歴を確認するとともに、生産者に対する研修会等を実施すること。</p> <p>4. 農産物販売の品揃えを充実させ、生産者と消費者との相互の交流を推進するため、生産者団体・組織と連携し農産物の出荷調整やイベントの開催などを実施すること。</p>

⑦仕様書、1-2物品の帰属等中(4)について、任意で指定管理者が調達した備品等の修繕は、指定管理者の費用をもって行う旨追記

変更前	変更後
<p>【仕様書】</p> <p>1 2. 物品の帰属等(省略)</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 指定管理者は、上記備品のほか、指定管理者の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。</p>	<p>【仕様書】</p> <p>1 2. 物品の帰属等(省略)</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 指定管理者は、上記備品のほか、指定管理者の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。ただし、その備品において修繕又は更新が必要な場合は、自己の費用により行うものとする。</p>

指定管理者（栗東芸術文化会館）の募集要項・仕様書・協定書の概略（前回の主な変更点）

◆指定管理者（栗東芸術文化会館）の前回募集内容（募集要項・仕様書・協定書）からの主な変更点（2点）

- ①仕様書、協定書の別表 リスク分担表内の「不可抗力」について、新型コロナウイルス感染症関連の文言を追記。
- ②協定書第14条第1項中に「疾病・感染症の大流行、」を追記。

◆変更点詳細

- ①仕様書、協定書の別表 リスク分担表内の「不可抗力」について、新型コロナウイルス感染症関連の文言を追記。

変更前		変更後	
【仕様書・協定書 共通】別表リスク分担表		【仕様書・協定書 共通】別表リスク分担表	
不可抗力	天災、人災 _____ _____ _____ による業務 の変更、中止、延期又は臨時休業	不可抗力	天災、人災、 <u>疾病・感染症の大流行</u> <u>など市や指定管理者の責めに帰すことができな</u> い事由による業務 の変更、中止、延期又は臨時休業
	両者の協議による		両者の協議による

- ②協定書第14条第1項中に「疾病・感染症の大流行、」を追記。

変更前		変更後	
【協定書】 第14条 管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力（「不可抗力」とは、天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（暴動、テロ等）、法令変更、 <u>及びその他甲及び乙の責めに帰すことのでき</u> <u>ない事由をいう。）</u> 以下同じ。）による場合はこの限りではない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲・乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。		【協定書】 第14条 管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力（「不可抗力」とは、天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（暴動、テロ等）、法令変更、 <u>疾病・感染症の大流行、及びその</u> <u>他甲及び乙の責めに帰すことのでき</u> <u>ない事由をいう。）</u> 以下同じ。）による場合はこの限りではない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲・乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。	







②協定書第5条第3号「オ 研修計画等に基づく職員研修」にコンプライアンス研修を追記。

変更前	変更後
<p>【協定書】 第5条 (1)～(3) (4) その他の業務 ア～エ オ 研修計画等に基づく職員研修（業務研修、接遇研修、<u>ライアンス研修</u>、<u>人権・同和問題職場内研修</u>、<u>本市主催の人権・同和問題研修への参加等</u>）の実施</p>	<p>【協定書】 第5条 (1)～(3) (4) その他の業務 ア～エ オ 研修計画等に基づく職員研修（業務研修、接遇研修、<u>コンプ</u> <u>ライアンス研修</u>、<u>人権・同和問題職場内研修</u>、<u>本市主催の人</u> <u>権・同和問題研修への参加等</u>）の実施</p>

③仕様書、協定書の別表 リスク分担表内の「不可抗力」について、新型コロナウイルス感染症関連の文言を追記。

変更前	変更後								
<p>【仕様書・協定書 共通】別表リスク分担表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">不可抗力</td> <td style="width: 50%;">両者の協議による</td> </tr> <tr> <td>天災、人災 _____による業務 の変更、中止、延期又は臨時休業</td> <td>天災、人災、疾病・感染症の大流行など市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による業務の変更、中止、延期又は臨時休業</td> </tr> </table>	不可抗力	両者の協議による	天災、人災 _____による業務 の変更、中止、延期又は臨時休業	天災、人災、疾病・感染症の大流行など市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	<p>【仕様書・協定書 共通】別表リスク分担表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">不可抗力</td> <td style="width: 50%;">両者の協議による</td> </tr> <tr> <td>天災、人災、疾病・感染症の大流行など市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による業務の変更、中止、延期又は臨時休業</td> <td>天災、人災、疾病・感染症の大流行など市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による業務の変更、中止、延期又は臨時休業</td> </tr> </table>	不可抗力	両者の協議による	天災、人災、疾病・感染症の大流行など市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	天災、人災、疾病・感染症の大流行など市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による業務の変更、中止、延期又は臨時休業
不可抗力	両者の協議による								
天災、人災 _____による業務 の変更、中止、延期又は臨時休業	天災、人災、疾病・感染症の大流行など市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による業務の変更、中止、延期又は臨時休業								
不可抗力	両者の協議による								
天災、人災、疾病・感染症の大流行など市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	天災、人災、疾病・感染症の大流行など市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による業務の変更、中止、延期又は臨時休業								

④仕様書第14条第1項中に「疾病・感染症の大流行、」を追記。

変更前	変更後
<p>【協定書】 第17条 管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力（「不可抗力」とは、天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（暴動、テロ等）、法令変更、<u>疾病・感染症の大流行</u>、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。）以下同じ。）による場合はこの限りではない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲・乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。</p>	<p>【協定書】 第17条 管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力（「不可抗力」とは、天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（暴動、テロ等）、法令変更、<u>疾病・感染症の大流行</u>、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。）以下同じ。）による場合はこの限りではない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲・乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。</p>

⑤仕様書、協定書の別表 リスク分担表内の「施設・設備・物品等の修繕及び損傷」について、修繕費の明確な負担割合の文言を変更。

変更前		変更後	
【仕様書・協定書 共通】別表リスク分担表		【仕様書・協定書 共通】別表リスク分担表	
種類	内容	分担者	
		市	指定管理者
施設・設備等の修繕及び損傷	経年劣化によるもので、固定経費内で対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるもの 経年劣化によるもので、上記以外のもので、事務処理手続きは指定管理者において実施)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施設・設備等の修繕及び損傷	上記以外のもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施設・設備等の修繕及び損傷	修繕に係る費用が1件当たり30万円未満の場合（経年劣化の場合も含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>





②協定書第5条第5号「工 研修計画等に基づく職員研修」に「コンプライアンス研修、」を追加。

変更前	変更後
<p>【協定書】 第5条 (1)～(4) (省略) (5) その他の業務 ア～ウ エ 研修計画等に基づく職員研修（業務研修、接遇研修、<u>コンプライアンス研修</u>、<u>同和問題職場内研修</u>、<u>本市主催の人権・同和問題研修への参加等</u>）の実施</p>	<p>【協定書】 第5条 (1)～(4) (省略) (5) その他の業務 ア～ウ エ 研修計画等に基づく職員研修（業務研修、接遇研修、<u>コンプライアンス研修</u>、<u>同和問題職場内研修</u>、<u>本市主催の人権・同和問題研修への参加等</u>）の実施</p>

③仕様書、協定書の別表 リスク分担保内の「不可抗力」について、新型コロナウイルス感染症関連の文言を追加。

変更前	変更後				
<p>【仕様書・協定書 共通】別表リスク分担保</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">                 天災、人災                  _____                  による業務                  の変更、中止、延期又は臨時休業             </td> <td style="width: 50%;">                 両者の協議による             </td> </tr> </table>	天災、人災 _____ による業務 の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による	<p>【仕様書・協定書 共通】別表リスク分担保</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">                 天災、人災、疾病・感染症の大流行など市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による業務の変更、中止、延期又は臨時休業             </td> <td style="width: 50%;">                 両者の協議による             </td> </tr> </table>	天災、人災、疾病・感染症の大流行など市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による
天災、人災 _____ による業務 の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による				
天災、人災、疾病・感染症の大流行など市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による				

④協定書第14条第1項中に「疾病・感染症の大流行、」を追加。

変更前	変更後
<p>【協定書】 第14条 管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力（「不可抗力」とは、天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（暴動、テロ等）、法令変更、<u>及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。</u>）以下同じ。）による場合はこの限りではない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲・乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。</p>	<p>【協定書】 第14条 管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力（「不可抗力」とは、天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（暴動、テロ等）、法令変更、<u>疾病・感染症の大流行、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。</u>）以下同じ。）による場合はこの限りではない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲・乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。</p>

指定管理者（栗東市体育施設等）の募集要項・仕様書・協定書の概略（前回からの主な変更点）

- ◆指定管理者（栗東市体育施設等）の前回募集内容（募集要項・仕様書・協定書）からの主な変更点（4点）
- ①仕様書の基本方針に、市のスポーツ推進計画に沿った管理運営をする旨追記。
- ②仕様書の業務の範囲及び留意事項に、国民スポーツ大会への協力、大規模修繕工事についての事項を追記。
- ③仕様書、協定書の別表 リスク分担表内の「施設の休館(場)」を追記。
- ④仕様書、協定書の別表 リスク分担表内の「不可抗力」について、新型コロナウイルス感染症関連の文言を追記。
- ⑤協定書第14条第1項中に「疾病・感染症の大流行、」を追記。

◆変更点詳細

- ①仕様書の基本方針に、市のスポーツ推進計画に沿った管理運営をする旨追記。

変更前	変更後
<p>【仕様書】</p> <p>1. 管理運営の基本方針 (1)～(6) (7)～(12) (省略) (省略)</p>	<p>【仕様書】</p> <p>1. 管理運営の基本方針 (1)～(6) (省略) (7)市のスポーツ推進計画に沿った管理運営 「栗東市スポーツ推進計画」等、市の定めたスポーツ振興にかか る基本計画を熟知し、これらの計画に沿った管理運営を行い、利用 促進に努めること。 (8) (9) (10) (11) (12) (13) (省略) (省略) (省略) (省略) (省略) (省略)</p>

②仕様書の業務の範囲及び留意事項に、国民スポーツ大会への協力、大規模修繕工事についての事項を追記。

変更前	変更後
<p>【仕様書】</p> <p>4. 業務の範囲及び留意事項            (1) ~ (2) (省略)            (3) ~ (4) (省略)</p>	<p>【仕様書】</p> <p>4. 業務の範囲及び留意事項            (1) ~ (2) (省略)            (3) 国民スポーツ大会への協力について            令和6年に滋賀県で開催予定の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に係る関連事業について、市及び関係団体と十分に協議し、事業実施に協力すること。            ①大会等関連事業の実施に関する協力            ア. 大会関連事業開催のための施設の予約優先            イ. 大会関連事業開催のための関連設備の貸出しや人材の協力            (4) 大規模修繕工事について            指定管理期間中、以下の施設で大規模改修を行います。            ①施設名：栗東市民体育館            ②修繕内容：玄関及びトイレのバリアフリー化、屋根の改修、照明器具の更新等            ※改修工事は、おおむね1年の工事期間を見込んでおりますが、期間延長又は短縮される場合があります。工事期間中は、臨時休館の必要があります。            (5) (省略)            (6) (省略)</p>



③仕様書、協定書の別表 リスク分担表内の「施設の休館(場)」を追記。

変更前		変更後	
【仕様書・協定書 共通】別表リスク分担表			
		施設の休館(場)	施設の休館(場)より、長期間施設を休館(場)する場合
			両者の協議による

④仕様書、協定書の別表 リスク分担表内の「不可抗力」について、新型コロナウイルス感染症関連の文言を追記。

変更前		変更後	
【仕様書・協定書 共通】別表リスク分担表			
不可抗力	天災、人災 による業務 の変更、中止、延期又は臨時休業	不可抗力	天災、人災、疾病・感染症の大流行など市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による業務の変更、中止、延期又は臨時休業
			両者の協議による

⑤協定書第14条第1項中に「疾病・感染症の大流行、」を追記。

変更前		変更後	
【協定書】			
第14条	管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力{「不可抗力」とは、天災(地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人災(暴動、テロ等)、法令変更、 <u>及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできな</u> い事由をいう。)以下同じ。}による場合はこの限りではない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲・乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。	第14条	管理施設に滅失毀損が生じた場合には、乙が損害を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合、又は不可抗力{「不可抗力」とは、天災(地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人災(暴動、テロ等)、法令変更、 <u>疾病・感染症の大流行、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできな</u> い事由をいう。)以下同じ。}による場合はこの限りではない。この場合において、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、甲・乙協議して甲の負担すべき損害額を定める。



## 指定管理者の指定期間の変更について

指定管理者の指定の期間を次のように変更する。

### 1. 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
栗東市立自然活用総合管理棟	栗東市荒張1番地11
こんぜの里バンガロー村	栗東市観音寺535番地及び554番地1
栗東市立森林体験交流センター	栗東市観音寺537番地1

### 2. 指定管理者の団体の名称

滋賀南部森林組合 代表理事長組合長 相 井 忠 良

### 3. 指定管理者の団体の住所

大津市瀬田神領町番戸谷40-1

### 4. 指定期間の変更

「平成28年4月1日から令和3年3月31日まで」を「平成28年4月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。

### 5. 変更の理由

上記施設は、本年度末をもって指定管理期間の満了を迎えるが、新型コロナウイルス感染症拡大による宿泊施設への影響が多大であることから、その関連施設を含めて公募することが適当でない判断するため。



令和2年8月12日(水)

総合調整会議 資料

## 指定管理者協定書指定期間の変更について

### 1. 対象管理施設

名称 栗東市立自然体験学習センター  
所在地 栗東市観音寺459番地20  
建築延面積 1,643㎡  
開設年月 平成4年3月(平成20年5月 リニューアル)  
施設内容 宿泊室14室、大研修室、小研修室、ホール(食堂)、応接室、浴室、トイレ等  
その他施設 鉄骨造鉄板葺平屋建車庫他2棟

### 2. 指定管理者

名称 滋賀南部森林組合  
代表者 代表理事組合長 相井忠良  
所在地 大津市瀬田神領町番戸谷40番地1

### 3. 指定期間の変更

「平成28年4月1日から平成33年3月31日まで」を「平成28年4月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。

### 4. 変更理由

本施設は宿泊研修施設であり、新型コロナウイルス感染症の影響により、3月以降の利用者が激減しており、今後も暫くはこの状況が続くと予想されます。そのような中、本年度末をもって指定管理期間の満了を迎えますが、現時点において公募することが民間活力のノウハウを十分活かせる措置と判断できないため。

